社会福祉法人　奉優会　定款

第１章（総則）

第１条（目的）

この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービスセンターの経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）老人福祉センターの経営

（ホ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ヘ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ト）生活困難者に対する相談支援事業の経営

（チ）複合型サービス福祉事業の経営

（リ）子育て援助活動支援事業の経営

（ヌ）福祉サービス利用援助事業の経営

（ル）障害福祉サービス事業の経営

第２条（名称）

この法人は、社会福祉法人奉優会という。

第３条（経営の原則等）

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２．この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

第 4 条（事務所の所在地）

この法人の事務所を東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 15 号真井ビルに置く。

第 2 章（評議員）

第 5 条（評議員の定数）

この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

第 6 条（評議員の選任及び解任）

この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２．評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

３．選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４．選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５．評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名が賛成することを要する。

第 7 条（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２．任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

３．評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

４．評議員は、満 80 歳に到達した日の属する任期の満了をもって定年とする。ただし、評議員選任解任委員会において、再任が認められた場合はこの限りでない。

第 8 条（評議員の報酬等）

評議員に対して、各年度の総額が 5,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章（評議員会）

第９条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第 10 条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 11 条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 12 条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２．評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第 13 条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 14 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章（役員、会計監査人、顧問及び特別顧問並びに職員）

第 15 条（役員及び会計監査人の定数）

この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　6 名以上 11 名以内

（２）監事　　2 名

２．理事のうち 1 名を理事長とする。

３．理事長以外の理事のうち、3 名以内を常務理事とすることができる。

４.前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

５．この法人に会計監査人を置く。

第 16 条（役員及び会計監査人の選任）

理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２．理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第 17 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２．理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３．理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 18 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 19 条（会計監査人の職務及び権限）

会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２．会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

第 20 条（役員及び会計監査人の任期）

理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２．補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

３．理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４．役員は、満 75 歳に到達した日の属する任期の満了をもって定年とする。ただし、評議員会において再任が認められた場合はこの限りでない。

５．会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

第 21 条（役員及び会計監査人の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２．会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３．監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によ

り、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

第 22 条（役員及び会計監査人の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２．会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第 23 条（顧問及び特別顧問）

この法人に、顧問及び特別顧問を置くことができる。

２．顧問は、理事経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

３．特別顧問は、理事長として永年にわたり、多大な貢献をしたと認められる者について理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

４．顧問及び特別顧問は、この法人の運営について理事長の諮問に応え、助言することができる。

５．顧問及び特別顧問の委嘱の期間は 1 年とする。ただし、再度、委嘱することを妨げない。

６．顧問及び特別顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 24 条（職員）

この法人に、職員を置く。

２．この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

３．施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章（理事会）

第 25 条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第 26 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

第 27 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。
２．理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 28 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

第 29 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章（資産及び会計）

第 30 条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。
２．基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）建物
ア　東京都世田谷区等々力八丁目 64 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建特別養護老人ホーム等々力の家、老人デイサービスセンター等々力の家デイホーム一棟(延　2,910.61 ㎡)
イ　東京都世田谷区奥沢二丁目 388 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建老人デイサービスセンターデイホーム奥沢一棟(延　552.29 ㎡)
ウ　横浜市旭区川井宿町 69 番地 4､69 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建特別養護老人ホームかわいの家一棟(延　4,611.54 ㎡)
エ　東京都世田谷区池尻二丁目 1 番地 113 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建優っくり村池尻一棟(延　818.88 ㎡)
オ　東京都足立区佐野一丁目 3365 番地、3366 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋

根5階建特別養護老人ホーム奉優の家一棟(延　3,475.01㎡)

カ　東京都杉並区本天沼三丁目319番地2、318番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建特別養護老人ホーム沓掛ホーム一棟(延　2,767.99㎡)

キ　東京都杉並区本天沼三丁目319番地2、318番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建特別養護老人ホーム沓掛ホームのゴミ置き場(延　9.07㎡)

ク　東京都杉並区本天沼三丁目319番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
優っくり村杉並沓掛一棟(延　478.1㎡)

ケ　東京都新宿区西落合二丁目550番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
優っくり村新宿西落合一棟(延　1536.46㎡)

コ　東京都世田谷区下馬二丁目259番地215所在の鉄筋コンクリート
造陸屋根4階建優っくり村下馬一棟(延　1866.93㎡)

サ　東京都目黒区中央町二丁目2689番地1、2688番地1、2688番地14所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建特別養護老人ホーム目黒中央の家一棟(延4243.94㎡)

シ　東京都文京区小日向一丁目54番地4所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根3階建優っくり村文京小日向一棟(延　1,749.43㎡)

ス　東京都港区高輪三丁目161番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
優っくり村高輪台一棟(延　1,338.16㎡)

セ　東京都中野区中野三丁目2番地13、2番地24所在の木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建奉優デイサービス中野一棟(延389.5㎡)

ソ　東京都板橋区栄町35番地10、35番地15所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建優っくり村板橋栄町一棟(延　1,411.36㎡)

タ　東京都板橋区前野町五丁目9番地1所在の鉄筋コンクリート造ステンレス板ぶき・陸屋根地下1階付4階建特別養護老人ホームみどりの苑一棟(延　4,282.88㎡)

チ　東京都世田谷区弦巻五丁目658番地1所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根3階建特別養護老人ホーム弦巻の家一棟(延　5,398.35㎡)

ツ　東京都墨田区両国二丁目8番地1、8番地9、8番地11、8番地12、8番地17、8番地20所在の鉄筋コンクリート造陸屋根9階建特別養護老人ホームケアホームズ両国一棟(延　2,276.45㎡)

テ　東京都世田谷区代田一丁目392番地4、392番地7所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根2階建特別養護老人ホーム代田の家一棟(延　1,329.34㎡)

ト　東京都板橋区四葉一丁目16番地29所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建優っくり村板橋四葉一棟(延1,084.51㎡)

ナ　東京都世田谷区上用賀六丁目139番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建特別養護老人ホーム上用賀の家一棟(延　1,511.47㎡)

（２）土地

ア　東京都世田谷区等々力八丁目 64 番 4 所在の特別養護老人ホーム等々力の家、老人デイサービスセンター等々力の家デイホーム及び老人介護支援センター等々力の家在宅介護支援センター敷地

1 筆(1,950.11 ㎡)

イ　東京都世田谷区等々力八丁目 64 番 21 所在の特別養護老人ホーム等々力の家、老人デイサービスセンター等々力の家デイホーム及び老人介護支援センター等々力の家在宅介護支援センター敷地

1 筆(46.05 ㎡)

ウ　横浜市旭区川井宿町 69 番 1 所在の特別養護老人ホームかわいの家敷地

1 筆(3,116.66 ㎡)

エ　横浜市旭区川井宿町 69 番 4 所在の特別養護老人ホームかわいの家敷地

1 筆(2,705.08 ㎡)

オ　東京都杉並区本天沼三丁目 318 番所在の特別養護老人ホーム沓掛ホーム敷地

1 筆(1,064.46 ㎡)

カ　東京都杉並区本天沼三丁目 319 番 2 所在の特別養護老人ホーム沓掛ホーム敷地

1 筆(1,687.58 ㎡)

キ　東京都杉並区本天沼三丁目 319 番 3 所在の特別養護老人ホーム沓掛ホーム敷地

1 筆(37 ㎡)

ク　東京都杉並区三丁目 319 番 1 所在の優っくり村杉並沓掛敷地

1 筆(503 ㎡)

ケ　東京都墨田区両国二丁目 8 番 1 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(114.31 ㎡)

コ　東京都墨田区両国二丁目 8 番 9 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(30.51 ㎡)

サ　東京都墨田区両国二丁目 8 番 11 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(171.57 ㎡)

シ　東京都墨田区両国二丁目 8 番 12 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(82.52 ㎡)

ス　東京都墨田区両国二丁目 8 番 17 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(16.76 ㎡)

セ　東京都墨田区両国二丁目 8 番 20 所在の特別養護老人ホームケアホームズ両国敷地

1 筆(39.95 ㎡)

合計　14 筆(11,565.56 ㎡)

3．その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4．公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5．基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

第 31 条（基本財産の処分）

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

第 32 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2．資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3．前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

第 33 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支計算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2．前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 34 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

（５）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（６）財産目録

２．前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３．第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告

（３）理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）事業の概要等を記載した書類

第 35 条（会計年度）

この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 36 条（会計処理の基準）

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第 37 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第７章（公益を目的とする事業）

第 38 条（種別）

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業の経営

（２）地域包括支援センターの経営

（３）介護予防支援事業の経営

（４）敬老館の経営

（５）高齢者住宅生活協力員業務の経営

（６）配食サービス事業の経営

（７）港区立高輪区民センター運営事業の受託経営

（８）コミュニティカフェ事業の経営

（９）事業所内保育事業の経営

（10）無料職業紹介事業の経営

（11）一般介護予防事業の経営

（12）訪問看護事業の経営

（13）介護予防訪問看護事業の経営

２．前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第８章（収益を目的とする事業）

第 39 条（種別）

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

（１）労働者派遣事業

２．前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 40 条（収益の処分）

前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第 9 章（解散）

第 41 条（解散）

この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

第 42 条（残余財産の帰属）

解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章（定款の変更）

第 43 条（定款の変更）

この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可(社会福祉法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2．前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第 11 章（公告の方法その他）

第 44 条（公告の方法）

この法人の公告は、社会福祉法人奉優会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

第 45 条（施行細則）

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　香取　勲

理　事　　京極　髙宣

理　事　　近藤　信和

理　事　　石川　斎
理　事　　香取　眞恵子
理　事　　佐藤　喜彦
理　事　　髙橋　勝義
理　事　　鈴木　眞理子
理　事　　中森　節子
理　事　　松井　幸雄
監　事　　松石　献治
監　事　　梅田　泰宏

２．平成 14 年 10 月 7 日付定款変更認可申請に係る理事の増員に伴い、選任される理事の任期は、定款 7 条の規定にかかわらず、平成 15 年 11 月 17 日までとする。
３．平成 14 年 10 月 7 日付定款変更認可申請に係る評議員の増員に伴い、選任される評議員の任期は、定款 18 条の規定にかかわらず、平成 16 年 5 月 27 日までとする。
４．この定款は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。ただし、施行の日において、満 80 歳に到達している評議員及び満 75 歳に到達している役員については、この限りでない。
５．定款第 30 条第 2 項における（１）チ及び（２）ケ、コ、サ、シ、ス、セについては、5 福祉指指第 91 号社会福祉法人吸収合併認可書により認可され、吸収合併がその効力を生ずる令和 5 年 11 月 1 日から施行予定である。